

Bacillus licheniformis JPBL011 株を利用して生産されたアミラーゼを原体とする飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年10月30日～令和6年11月28日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	あらゆる食物に関して言えることは品種改良して味や育てやすさなどの点で改良されたものがからだにとって有益かどうかは別の話ということ からだの変化には時間が必要となります 地球由来のからだは地球に元から存在するものには対応できる可能性がありますが人為的に創られた自然に存在しないものに対しては対応に時間を要します その時間差が毒となると考えられ例えば放射能などはからだとの時間差が大きすぎる為に問題が出やすいのでしょう 恐らくはこれまでの品種改良でもからだは追い付いていないと思われるところが遺伝子組換えという急激な変化には大なる拒否反応が起こると考えられます からだの許容範囲も大きいですが一見何事も無いように見受けられてもそれはそれまでの蓄積の中にある「似ているもの」として判断しているからで事実としてその似ているものとは違うワケですからその齟齬がいずれ蓄積された毒となる可能性は非常に高いと考えます するとあらゆるものが新しく造り替えられれば当然許容を超えることは十分に考えられます 少し立ち止まることも必要ではないでしょうか	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。 本飼料添加物については、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針について」（令和3年5月18日食品安全委員会決定）に基づき、飼料添加物に関する情報、人に対する安全性に関する知見、残留性に関する知見及び家畜等に対する安全性に関する知見を総合し、本飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と評価しました。 また、遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料添加物としての安全性については、第238回遺伝子組換え食品等専門調査会（令和5年7月開催）にて「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき食品健康影響評価を実施しており、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が産生する可能性はないと考えられることから、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断し、令和6年6月に食品安全委員会における審議を経てリスク管理機関に評価結果を通知しています。

2	リスクはないと言い切っていますが、現状の科学レベルでわからないだけではないか？と考えられますので、これを「食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」とすることに反対です。	食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。 本飼料添加物については、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針について」（令和3年5月18日食品安全委員会決定）に基づき、飼料添加物に関する情報、人に対する安全性に関する知見、残留性に関する知見及び家畜等に対する安全性に関する知見を総合し、本飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と評価しました。
---	---	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。